

令和6年（2024年）4月（第4回）教育委員会会議

1 開催日時

令和6年4月16日（火）18：00～

2 開催場所

宇部市役所4階 教育委員室

3 その他の事項

- ・ 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について
- ・ 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について
- ・ 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について
- ・ 部活動地域移行の進捗状況について
- ・ 寄附の報告について

令和 6 年度 宇部市立学校給食献立委員会委員

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日)

R6.4.1

seq	学校・施設名	献立委員	職種
1	上宇部小	大谷 綾香	栄養教諭
2	見初小	小藤 由美子	給食主任
3	神原小	河野 寛子	給食主任
4	原 小	河内 江梨花	学校給食栄養職員
5	厚東小	白木 恵美	給食調理員
6	小野小	黒瀬 加奈子	給食調理員
7	常盤小	藤本 幸子	栄養教諭
8	小羽山小	西村 弓恵	栄養教諭
9	西宇部小	河野 陽子	栄養教諭
10	黒石小	山下 はる香	栄養教諭
11	川上小	藤田 千恵子	栄養教諭
12	川上中	蒲 遊理	給食主任
13	船木小	小野 明子	栄養教諭
14	楠中	寺島 薫	給食主任
15	万倉小	岡本 彩乃	学校給食栄養職員
16	吉部小	宮本 好未	給食主任
17	琴芝小 (琴芝共同調理場)	松崎 佳奈	栄養教諭
18	神原中	中原 沙織	給食主任
19	二俣瀬小 (二俣瀬共同調理場)	増野 裕子	栄養教諭
20	厚東川中	戸川 尚美	給食主任
21	厚南小 (厚南共同調理場)	阿川 久美子	栄養教諭
22	厚南中	柳 聡子	給食主任
23	黒石中	藤井 心	給食主任
24	給食調理員	(白木 恵美)	(給食調理員)
25	給食調理員	(黒瀬 加奈子)	(給食調理員)

seq	学校・施設名	献立委員	職種
26	学校給食センター	大原 淳子	栄養教諭
27	学校給食センター	三上 恵	栄養教諭
28	恩田小	内田 陽子	給食主任
29	新川小	村田 幸子	給食主任
30	藤山小	中出 幸江	給食主任
31	鵜ノ島小	河野 洋子	給食主任
32	岬 小	光岡 千絵美	給食主任
33	上宇部中	田中 千恵	給食主任
34	桃山中	迫田 淳	給食主任
35	藤山中	杉原 康嗣	給食主任
36	常盤中	北村 芳和	給食主任
37	西岐波学校給食 共同調理場	水ノ上 芳美	栄養教諭
38	西岐波学校給食 共同調理場	川上 琴音	栄養教諭
39	東岐波小	善家 香織	給食主任
40	西岐波小	梶原 亜紀	給食主任
41	東岐波中	平下 良子	給食主任
42	西岐波中	國武 眞由美	給食主任

以上 4 2 名
(2 名重複)

令和 6 年度 宇部市学校給食センター
献立委員会委員

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日)

seq	学校・施設名	献立委員	職種
1	学校給食センター	大原 淳子	栄養教諭
2	学校給食センター	三上 恵	栄養教諭
3	恩田小	内田 陽子	給食主任
4	新川小	村田 幸子	給食主任
5	藤山小	中出 幸江	給食主任
6	鵜ノ島小	河野 洋子	給食主任
7	岬 小	光岡 千絵美	給食主任
8	上宇部中	田中 千恵	給食主任
9	桃山中	迫田 淳	給食主任
10	藤山中	杉原 康嗣	給食主任
11	常盤中	北村 芳和	給食主任

以上 1 1 名

令和 6 年度 西岐波学校給食共同調理場
献立委員会委員

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日)

seq	学校・施設名	献立委員	職種
1	西岐波学校給食 共同調理場	水ノ上 芳美	栄養教諭
2	西岐波学校給食 共同調理場	川上 琴音	栄養教諭
3	東岐波小	善家 香織	給食主任
4	西岐波小	梶原 亜紀	給食主任
5	東岐波中	平下 良子	給食主任
6	西岐波中	國武 眞由美	給食主任

以上 6 名

○宇部市学校給食センター献立委員会規程

昭和四十二年一月二十五日

教育委員会規程第一号

改正 昭和五三年三月二七日教委規程第七号

昭和五七年三月一〇日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第四号

平成二七年一二月二一日教委規程第五号

平成二九年五月二四日教委規程第三号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市学校給食センター献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

（平二二教委規程四・平二九教委規程三・一部改正）

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

（昭和五七教委規程一・平二二教委規程四・平二七教委規程五・一部改正）

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

（平二七教委規程五・追加、平二九教委規程三・一部改正）

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二七教委規程五・追加）

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長若干人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程五・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうちあらかじめ委員長が指名したものが、その職務を代理する。

(平二七教委規程五・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程四・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和四十二年二月二十日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第七号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第一号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第四号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第五号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第三号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程

平成二十一年二月二十七日

教育委員会規程第一号

改正 平成二二年三月二六日教委規程第五号

平成二七年一二月二一日教委規程第六号

平成二九年五月二四日教委規程第四号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市西岐波学校給食共同調理場（以下「西岐波学校給食共同調理場」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

(平二二教委規程五・平二九教委規程四・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員十二人以内で組織する。

(平二二教委規程五・平二七教委規程六・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

(平二七教委規程六・追加、平二九教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二七教委規程六・追加)

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程六・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(平二七教委規程六・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(平二二教委規程五・一部改正)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、西岐波学校給食共同調理場でつかさどる。

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第五号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第六号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市立学校給食献立委員会規程

昭和四十六年五月十七日

教育委員会規程第四号

改正 昭和五二年七月一二日教委規程第一号

昭和五三年三月二七日教委規程第六号

昭和五七年三月一〇日教委規程第二号

平成一七年一月一七日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第三号

平成二七年一二月二一日教委規程第四号

平成二九年五月二四日教委規程第二号

(設置)

第一条 学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市立学校給食献立委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

(平二九教委規程二・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員四十七人以内で組織する。

(昭五七教委規程二・平一七教委規程一・平二二教委規程三・平二七教委規程四・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員
- 四 給食調理員

(昭五七教委規程二・平二七教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は一年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第六条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会の会議は、委員長が必要と認めた場合招集する。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程三・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十二年七月十二日教委規程第一号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第六号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第二号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年一月十七日教委規程第一号)

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第三号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第二号)

この規程は、公布の日から施行する。

宇部市は中学校部活動の地域への移行を進めています。



国の方針・・・令和5年度から3年間で「休日の部活動の地域移行に向けた改革推進期間」として進めます。

県の方針・・・令和8年度から休日の地域連携・地域移行を実施することとしています。

宇部市では、休日だけでなく平日も含めた中学校部活動の地域移行を進めており、体制が整ったところから順次「地域クラブへの移行」を行っています。現在、多くの実施校の「地域クラブ設置の手引き」(市HP参照)をもとに、地域クラブ設置に向けて準備を進めています。ここでは、現在の進捗状況とこれからの予定についてお伝えします。

①宇部市が進める「地域クラブ」設置のパターン

宇部市では、次の3つのパターンで地域クラブの設置を進めています。また、地域クラブの移行を進めている(「予定」も含む)地域クラブを紹介します。(R6.1.30現在)

パターンⅠ 各学校の部活動を「地域クラブ」に移行

【現在移行を進めている部活動】

- ・ 桃山中学校の野球部 ・ 東岐波中学校の卓球部、剣道部
- ※その他、4中学校の数競技が移行に向けて準備中。

現在

東岐波中卓球、剣道、男子バスケット
常盤中男女バスケット
上宇部中男女バスケット、サッカー
神原中男子バスケット
桃山中野球
厚南中黒石中男女バスケット
市内剣道

において、すでにスタートしている、もしくは移行に向けて準備中です。

パターンⅡ スポーツ少年団や社会体育団体等を母体に「地域クラブ」を設立

【現在設立を進めている地域クラブ】

- ・ 1競技のスポーツ少年団と2エリアのスポーツクラブが設立に向けて準備中。

パターンⅢ 学校単位で活動が困難な複数の部活動を合わせて「地域クラブ」を設立

【現在設立を進めている部活動】

- ・ 現在はありません。

②地域クラブ設置についての考え方

上記のパターンで地域移行を進めていますが、地域によって、生徒のスポーツ・文化活動に格差が出ないように、市を4つのエリアに分け、各エリアに競技ごとの地域クラブを最低1つは設置することができ体制づくりに取り組んでいます。

エリア区分

- ・ 東部エリア : 東岐波中、西岐波中、川上中
- ・ 中央部エリア : 常盤中、上宇部中、神原中
- ・ 中西部エリア : 桃山中、藤山中
- ・ 北西部エリア : 厚南中、黒石中、楠中、厚東川中

居住地とは別のエリアの地域クラブに入ることも可能です。



また、学校や地域の実情にもよりますが、エリアに「地域クラブ」が設置され、生徒の活動場所が確保された段階で、そのエリアにある中学校の該当部活動は廃部に向けて検討を進めていくことになります。(例) ○○エリアに「サッカーの地域クラブ」が設立されたら、そのエリアにある□□中、△△中、☆☆中のサッカー部を順次廃部するという考え方です。

③「地域クラブ」を設立するためには

宇部市から認定を受ける地域クラブを設立するためには、「宇部市地域クラブ設立の手引き」（市 HP 掲載）を参照してください。設立に必要な各種規定や教員の兼職兼業について示しています。

また、学校部活動を地域移行する際に必要となる手続きなどをまとめた「学校部活動の地域クラブ移行時における手続きの流れについて」も市 HP に掲載してありますので、必要に応じてご覧ください。

宇部市に認定されると受けられる支援

- ①費用補助（整備充実・指導者配置）・・・一定期間
- ②活動補助（活動場所の調整・指導者の派遣）
- ③運営補助（事務補助）



市に認定された地域クラブについては、市 HP にて紹介させていただきます。

④地域クラブの指導者になりたいとき

地域クラブの実施団体に所属していない方が、地域クラブでの指導を希望される場合には、人材バンクに登録し、実施団体とのマッチングを依頼する方法があります。現在、県において、部活動地域移行等に係る人材バンク及びポータルサイト「やまぐち部活動改革応援バンク～スポーツ・文化芸術つなぐ NAVI～」の開設に向け、準備が進められています。

この Web サイトは、指導者や実施団体等の情報を一元化して提供し、部活動の地域移行等の取組を周知するとともに、指導者と地域クラブ等のマッチングに活用するためのものです。

なお、Web サイトの完成・運用開始は 2 月末を予定していますので、登録等に御協力ください。



⑤学校部活動の地域移行についてのご質問やご意見をお待ちしています。

「宇部市立中学校の新たなスポーツ・文化活動体制整備協議会」では、市内の学校関係者、スポーツ・文化団体代表者、PTA 代表者等の委員計 15 人が新たな地域クラブ設立における制度設計等について、様々な立場から意見を出し合い協議を行っています。協議内容については、市 HP に掲載していますので、市の取組内容をご確認の上、学校部活動の地域移行についてのご質問やご意見がある場合には、下記までご連絡ください。

【学校に関すること】

・学校教育課 電話番号：0836-34-8611

【地域クラブや指導に関すること】

・スポーツ振興課 電話番号：0836-34-8614 ・文化振興課 電話番号：0836-34-8616

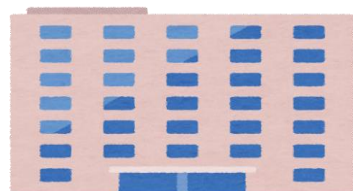


宇部市 HP「部活動地域移行」に係るページ



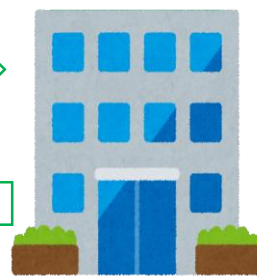
推薦
・
研修

補助・協力



宇部市

謝金の支払



運営主体

指導者の派遣

指導者



A支部



B支部



C支部

【活動場所は各中学校】

実施案

指導者派遣型
(例)吹奏楽部

会費の納入



各支部代表者の選出



平日の見守り
PTA・地域

令和5年度 移行状況

移行日	クラブ名	移行内容
令和6年2月	桃山クラブ	桃山中 野球部を中心に地域移行
4月	FC宇部※	神原・常盤・上宇部エリアを中心に地域移行の受け皿として活動を行っている
	東岐波中 剣道	東岐波中 剣道部を中心に地域移行
6月～	東岐波中 卓球部	東岐波中 卓球部を地域移行
	バスケットボールクラブ JIN	神原中 バスケットボール部を中心に地域移行
	常盤中 バスケットボール男女	説明会(関係者等)を実施し、移行調整中
	上宇部中 バスケットボール男女	//
	黒石・厚南中 バスケットボール	//

他の状況

■市内中学校 剣道部

移行方法を協議中

- ・各スポーツ少年団へ移行
- ・宇部市を西部、中央部、東部に分けて移行
- ・宇部市で1つのスポーツ少年団を新設して移行

■運動部顧問へ説明

・野球 ・サッカー ・卓球 ・バスケットボール ・バレーボール

【桃山クラブ(桃山中学校野球部)】

【地域クラブ代表者】

- ・前田 吉孝(前田産業)

【指導者】

- ・藤野 和也 (桃山中学校教員)
- ・森 圭史 (地域指導者)
- ・土居 和治 (地域指導者)

【事務局】

- ・上記指導者が対応

※中体連登録済みのため大会出場は可能

【活動場所】

- ・桃山中学校グラウンド

【活動日】

- ・月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日

【活動時間】

- ・平日:16時45分～18時45分
- ・休日: 9時00分～12時00分

【入会金】

- ・1,000円/人

【月会費】

- ・3,000円/人

【指導者謝金(仮)】

- ・20,000円/月

【その他】

- ・所属部員は全員地域クラブへ移行
- ・団体設立時には保護者へ説明済み

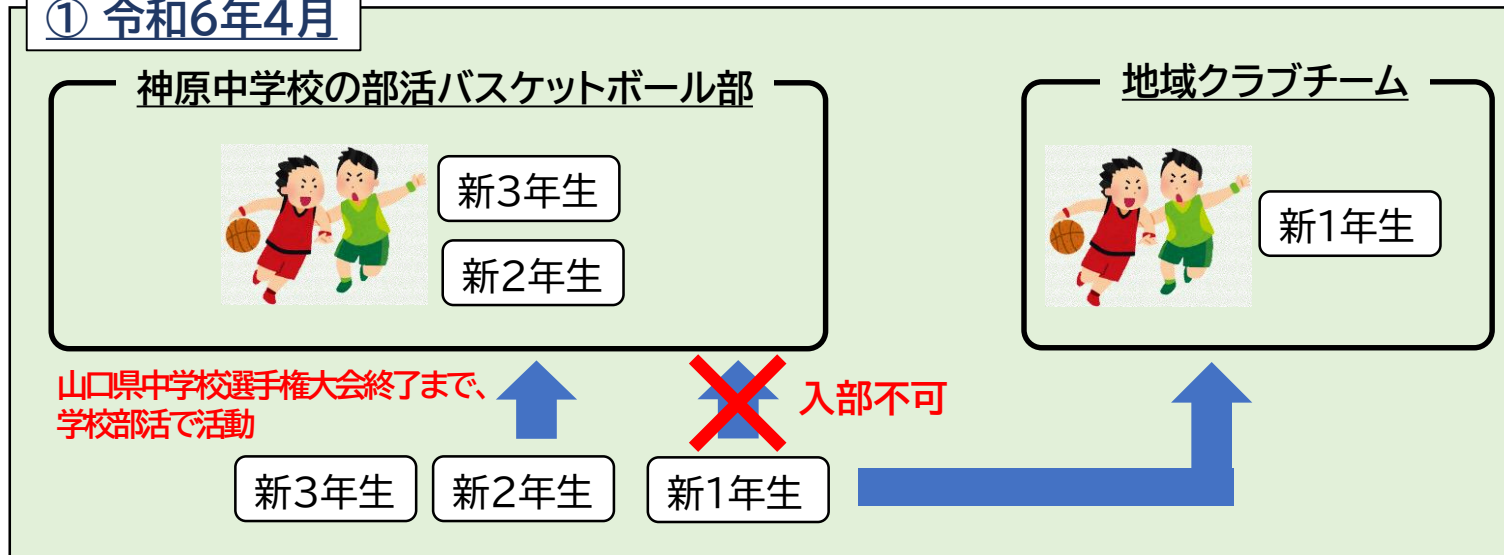
① 神原中学校 男子バスケットボール部の地域移行方針

神原地区に、バスケットボール種目の地域クラブが設立されたことで、

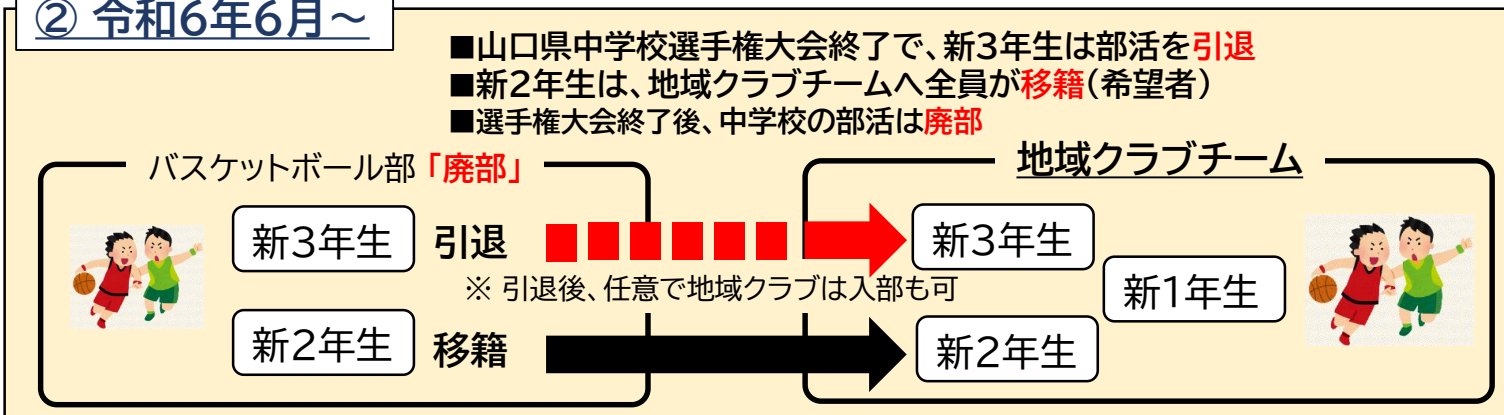
令和6年度からバスケットボール部は、**入部停止**となる。

- 新3年生と新2年生は、**中学校のバスケットボール部で活動(選手権大会終了まで)**を行う。
- 新1年生(現小学校6年生)は、**中学校バスケットボール部への入部は不可**となり地域クラブでの活動となる。

① 令和6年4月

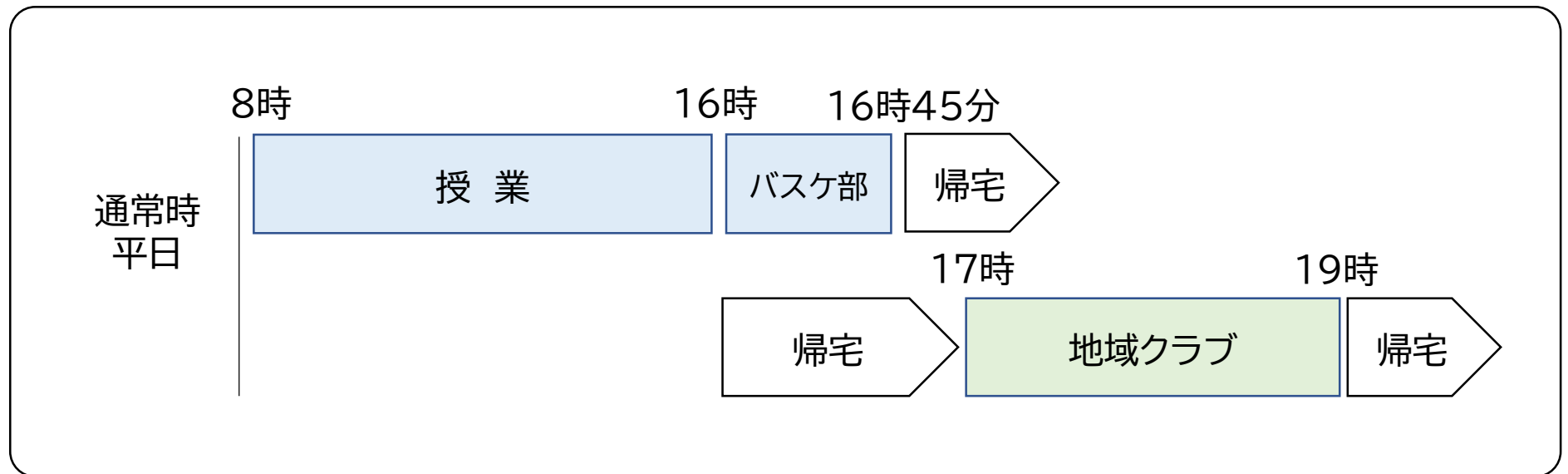


② 令和6年6月～



① 神原中学校 活動場所・活動時間

- ・ 地域クラブの活動場所は、基本的には**神原中学校 体育館**
- ・ バスケットボール部の活動時間は、授業終了後から**16時45分**まで
- ・ 地域クラブの活動時間は、**平日2時間**（例 17時から19時）



① 神原中学校 学校部活と地域クラブの違い

	バスケットボール部	地域クラブ
活動の管理	神原中学校	地域クラブ
部 費	無し ※試合等で参加費が必要な場合は 個別に徴収	有り（2,000円） 別途、入部時2,000円
活動時間	平日：16時45分まで （大会前：2時間） 土日：3時間	平日：2時間 土日：3時間
けが等の補償	市が加入 対象：学校での活動中 （経路往復中を含む）	スポーツ安全保険に加入が必要 対象：団体での活動中（経路往復中） ※活動費で加入

② 東岐波中学校 卓球部の地域移行方針

東岐波に、**卓球種目の地域クラブ**が設立されたことで、令和6年度から中学校卓球部は、**入部停止**となる。

- 新3年生と新2年生は、**地域クラブ**もしくは、引き続き**中学校の卓球部**で活動も**可能**である。
- 新1年生(現小学校6年生)は、**中学校卓球部への入部は不可**となり地域クラブでの活動となる。

① 令和6年4月～

東岐波中学校の部活
卓球部



運営団体 Goppoええぞなクラブ
地域クラブ



入部不可

学校の部活か、地域クラブを選択が可能

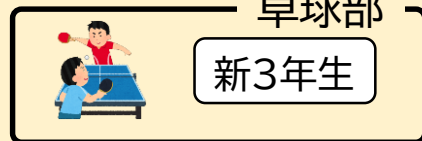
新1年生

新3年生

新2年生

② 令和7年4月～

卓球部

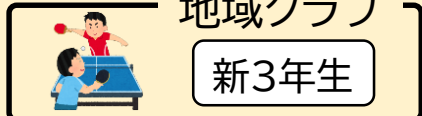


入部不可

新2年生

新1年生

地域クラブ



新3年生

③ 令和8年4月～

卓球部



入部不可

② 東岐波中学校 卓球部の地域移行方針

新3・2年生が、中学校の卓球部に残る可能性がある。

中体連の大会には、個人戦は卓球部と地域クラブそれぞれから出場

団体戦は東岐波中学校(中学校の卓球部+地域クラブ)で出場

令和7年度の選手権大会終了まで

① 令和6年4月～

東岐波中学校の部活
卓球部



新3年生

新2年生

運営団体 Goppoええぞなクラブ
地域クラブ



新3年生

新2年生

新1年生

入部不可

学校の部活か、地域クラブを選択が可能

新1年生

新3年生

新2年生

② 令和7年4月～

卓球部



新3年生

入部不可

新2年生

新1年生

地域クラブ



新3年生

新3年生

③ 令和8年4月～

卓球部



活動停止

入部不可

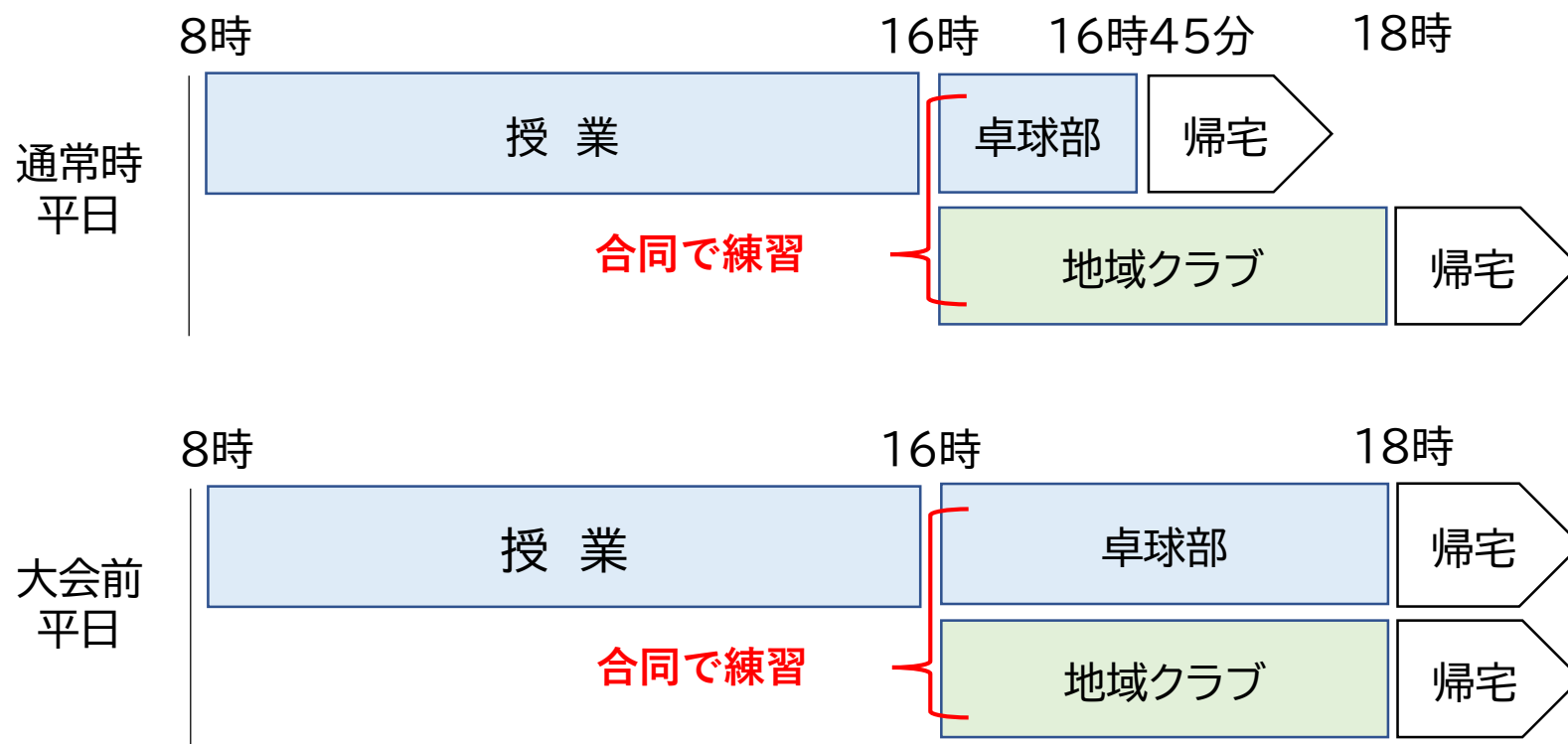
新3年生

新2年生

新1年生

② 東岐波中学校 活動時間

- ・卓球部の活動時間は、**16時45分**まで、地域クラブは、**2時間**まで
- ・大会前は、平日2時間・土日3時間、**合同で練習**
- ・大会には、「卓球部」「地域クラブ」**個々で出場**



② 東岐波中学校 学校部活と地域クラブの違い

	卓球部	地域クラブ
活動の管理	東岐波中学校	地域クラブ
部 費	無し ※試合等で参加費が必要な場合は 個別に徴収	有り（2,000円）
活動時間	平日：16時45分まで （大会前：2時間） 土日：3時間	平日：2時間 土日：3時間
けが等の補償	市が加入 対象：学校での活動中 （経路往復中を含む）	スポーツ安全保険に加入が必要 対象：団体での活動中（経路往復中） ※部費で加入

【学校部活動・地域クラブ・民間クラブチームの違い】

	学校部活動	地域クラブ	民間クラブチーム
活動の管理	各中学校	各地域クラブ	各クラブチーム
参加資格	無し	無し (個人の判断で選択可能)	※各クラブチームにより 選考等あり
部費	無し ※必要な場合は個別に徴収	基本的に有り ※1,000～5,000円程度を想定	有り ※各クラブにより異なる
活動時間	平日：16時45分まで 土日：～3時間 ※大会前は活動時間の延長可	平日：～2時間 土日：～3時間	平日：2時間～ 土日：3時間～
休日	平日：最低1日設定 土日：最低1日設定 ※ガイドラインを遵守	平日：最低1日設定 土日：最低1日設定 ※ガイドラインを遵守	各クラブチームの判断 ※規定等なし
活動場所	各中学校施設	市内体育施設 市内中学校施設 市内小学校施設	市内体育施設
保険等	市が加入 対象：学校での活動 ※移動等も含め	スポーツ安全保険（仮） 対象：団体での活動 ※移動等も含め	各クラブチームによる

寄 附 (3 月 分)

令和6年4月16日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和6年3月1日	宇部工業株式会社 代表取締役社長 河野 剛志	1,000,000 円	「宇部市奨学基金」への寄附として
令和6年3月7日	匿 名	5,000 円	交通遺児のため として (平成24年度から通算143回目)